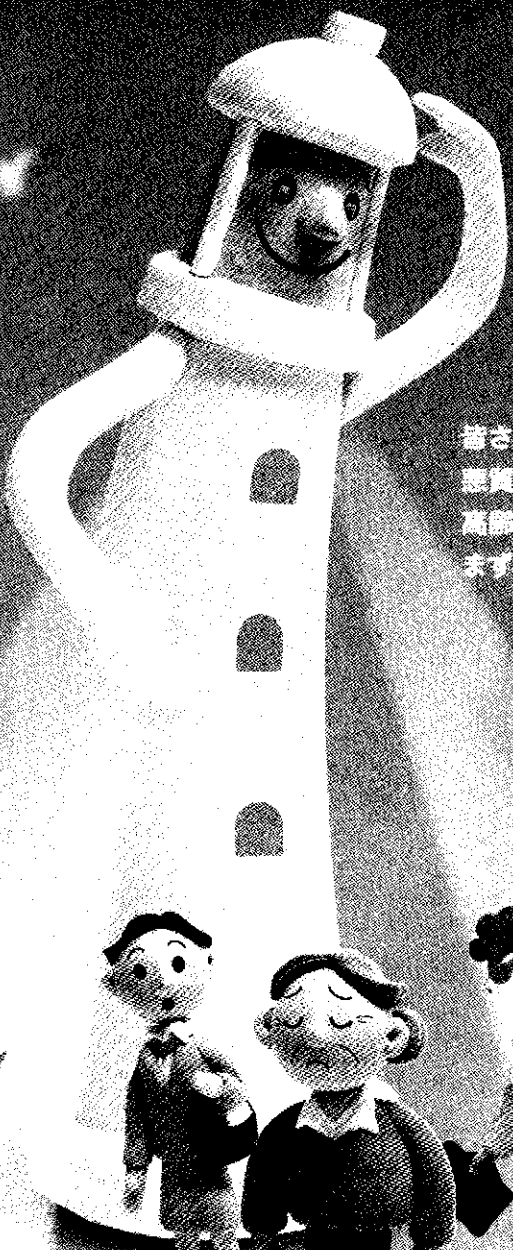


# 照らそう高齢者!防ごう悪質商法!

関東甲信越ブロック  
 高齢者悪質商法  
 被害防止  
 共同キャンペーン



皆さんの見守りや声かけて高齢者を照らして悪質商法の被害から守りましょう。高齢者の方も「おかしいな?」と思ったらまず身近な人に相談しましょう。



高齢者の消費者被害のご相談は

高齢者被害110番

☎03-3235-3366

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの  
 通報・問い合わせは

高齢消費者見守りホットライン

☎03-3235-1334

お近くの消費生活相談窓口につながりませ

消費者ホットライン

局番なし☎188

東京都消費生活総合センター

東京くらしWEB 検索 [www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp](http://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp)

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、

# 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

## クーリング・オフ制度の手順

## ハガキの書き方の例

1

契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。

2

ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。

3

ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。

4

支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

### 通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日

商品名 〇〇〇〇

契約金額 〇〇〇〇〇〇円

販売会社 株式会社××××  営業所  
担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ  
特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

クーリング・オフ期間を過ぎていても  
**あきらめないで、まずは相談を!**

相談員が問題解決の方法を探します。

高齢者の消費者被害のご相談は

☎03-3235-3366

高齢者被害110番

ご家族・ホームヘルパー・ケアマネジャー等からの  
通報・問い合わせは

☎03-3235-1334

高齢消費者見守りホットライン



困ったときは、お近くの消費生活センターにご相談ください。

## 東京都消費生活総合センター

(日・祝日・年末年始はお休みです。)

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

消費生活相談 受付時間:月~土曜日 午前9時~午後5時

☎03-3235-1155

架空請求専用 受付時間:月~土曜日 午前9時~午後5時

☎03-3235-2400

お近くの消費生活相談窓口につながります

消費者ホットライン

局番なし ☎188

相談できる曜日・時間帯は、  
お住まいの相談窓口により  
異なります。

## 昭島市消費生活センター

〒196-8511 昭島市田中町1-17-1

昭島市役所2階 生活コミュニティ課内

☎042-544-9399

【受付時間】

月曜日~金曜日

午前9時~正午・午後1時~午後4時

(土日・祝日・年末年始はお休みです。)